

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律要綱

第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 医療職俸給表(一)を除くすべての俸給表について、初任給を中心とした若年層を除き、俸給月額を改定すること。(別表第一から別表第七まで、別表第八ロ及びハ、別表第九から別表第十一まで関係)

二 自宅に係る住居手当を廃止すること。(第十一条の十関係)

三 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百五十(特定管理職員にあつては百分の百二十五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の八十)に引き下げること。(第十九条の四関係)

四 勤勉手当について、支給割合を百分の七十(特定管理職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)に引き下げること。(第十九条の七関係)

五 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、その限度額を日額三万五千二百円に引き下げること。(第二十二条関係)

第二 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 月に六十時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当について、支給割合を百分の百五十に引き上げる

こと。(第十六条関係)

二 期末手当について、六月期の支給割合を百分の百二十五(特定管理職員にあつては百分の百五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の六十五)に引き下げるとともに、特定管理職員の期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百三十に引き上げ、指定職俸給表の適用を受ける職員の期末手当について、十二月期の支給割合を百分の八十五に引き上げること。(第十九条の四関係)

三 特定管理職員の勤勉手当について、支給割合を百分の九十に引き下げるとともに、指定職俸給表の適用を受ける職員の勤勉手当について、支給割合を百分の八十に引き下げること。(第十九条の七関係)

第三 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正

月に六十時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合と本来の支給割合との差額分の手当の支給に代えて正規の勤務時間においても勤務することを要しない日又は時間(超勤代休時間)を指定することができる制度を新設すること。(第十三条の二関係)

第四 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

一 第一号任期付研究員に適用する俸給表の一号俸を除く俸給月額を改定すること。(第六条関係)

二 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百六十五に引き下げる。 (第七条関係)

第五 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

期末手当について、六月期の支給割合を百分の百四十五に引き下げる。 (第七条関係)

第六 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

一 特定任期付職員に適用する俸給表の一号俸を除く俸給月額を改定すること。 (第七条関係)

二 期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百六十五に引き下げる。 (第八条関係)

第七 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

期末手当について、六月期の支給割合を百分の百四十五に引き下げる。 (第八条関係)

第八 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 (平成十七年法律第百十三号) 附則第十一条の規定に基づく経過措置の算定基礎額を〇・二四パーセント (指定職俸給表の適用を受ける職員にあって

は、〇・三二パーセント) 引き下げる。 (附則第十一条関係)

第九 地方公務員法の一部改正

地方公務員について代替休暇の取得を可能とすること。（第五十八条関係）

第十 その他

- 一 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。ただし、第二、第三、第五、第七及び第九は、平成二十二年四月一日から施行すること。
- 二 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。